

第5章 計画の推進に向けて

1 計画の普及啓発

地域福祉は、交野市で生活を営む住民一人ひとりが中心となって進めていくものであるため、一人でも多くの市民に計画内容の理解と協力を求めていく必要があります。

広報紙やホームページ、公共施設での配布などを通じて計画の周知を図ります。

2 市民、地域、事業者、行政の協働による計画の推進

(1) 市民の役割

市民一人ひとりが福祉に対する意識や認識を高め、地域社会の構成員のひとりであることを自覚することが大切です。

困っている人がいれば、支援を求め合える・支え合える地域関係をつくっていくため、地域社会の構成員のひとりとして、声かけやあいさつ、ちょっとした手伝いなど自分がすぐにでも取り組めることから始め、各種研修や講座、地域での集まり、地域活動、ボランティア活動などへ積極的に参加するなど、活動へつながる第一歩を踏み出していくことが期待されます。

(2) 民生委員・児童委員の役割

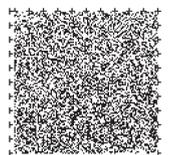
民生委員・児童委員は、地域の人々が自立して暮らすための様々な支援を行うとともに、安心して暮らせるまちづくりを進める役割を果たしてきました。民生委員・児童委員には「社会福祉に関する活動を行う者」として地域福祉の推進に努めることが期待されています。

また、虐待や暴力、ホームレス等の問題をはじめ、現在の公的な制度では対応が困難な問題を抱えている人などを早期発見・相談・支援へとつなぐ、より地域に密着した身近な地域福祉の担い手として期待されています。

(3) 校区福祉委員会の役割

校区福祉委員会は、社会福祉協議会とともに、「福祉のまちづくり」を進める目的で小学校区ごとに設けられた市民主体の地域福祉活動組織です。

民生委員・児童委員、自治会役員、PTA役員、学校長、福祉施設、ボランティアなどで構成されている自主的な組織とし、地域での福祉活動の情報交換や調整の場として、今後の取り組みの推進役としての機能が期待されています。



(4) 地区・自治会の役割

地域福祉を推進していくうえで、地域の防災・防犯活動や住民相互の親睦を深める交流活動などについては、地区や自治会の役割がより一層重要となっています。さらに、校区福祉委員会とも連携を深めながら、より安全で住みよい、魅力あふれる地域づくりに取り組むことが期待されています。

(5) 老人クラブの役割

老人クラブは、高齢者の健康づくりや生きがいでなく、高齢者の地域における見守り・友愛訪問やサロンなど、地域で助け合い・支え合いの活動を担うとともに、高齢者が培ってきた知識や経験を活かした社会活動を通し、地域づくりを進めていく中で重要な役割を担っています。

さまざまな活動を進める中において、地域の関係機関・団体等と協働しながら、社会参加による日常生活の困りごとの把握や見守り支援や新たな地域生活課題への対応など、地域活動の担い手としての機能も期待されています。

(6) ボランティア・NPOの役割

ボランティア、NPOは、市民に最も身近な団体であり、市民が活動への第一歩を踏み出すためのきっかけを提供する団体として期待されます。

また、地域で様々な福祉活動を行っている団体と連携を図り、活動内容の充実とサービスの多様化を図り、地域の福祉ニーズへの対応を図る活動団体としての役割が期待されています。

(7) 福祉施設・福祉関係事業者の役割

福祉関係事業者は、福祉サービスの提供者として、利用者の自立支援、サービスの質の確保、事業内容やサービス内容の情報提供及び公開、他のサービスとの連携等に取り組むことが求められています。また、福祉施設等においては、施設や施設利用者と地域との距離がより縮まるよう、積極的な発信を行なうとともに各サービス事業者間や地域との連携を図り、地域福祉の拠点となることが期待されています。

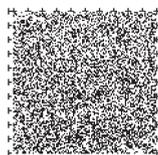
また、今後、ますます多様化する福祉ニーズに対応するため、すでに実施している社会貢献事業のさらなる充実や新しいサービスの創出を図るとともに、地域の一員として地域活動へ参加し、より一層の交流や相互の理解が深まることが望まれます。

(8) 社会福祉協議会の役割

市民、事業者、市などがそれぞれの役割を果たすとともに、地域福祉の向上に向けて協働して取り組むことが必要です。

今後、地域の福祉活動の推進役である社会福祉協議会が、より一層中心的な役割を果たしていくことが求められます。そのため、円滑な福祉活動、福祉サービスの提供が行えるよう、社会福祉協議会の機能を強化します。

また、本計画と連動している、第4期交野市地域福祉活動計画を策定し、多くの方が参画する地域福祉を推進します。



(9) 行政の役割

公的な福祉サービスが、必要とするすべての人に行きわたり、適切に利用されるよう、市民やサービス事業者等と協働しながら、福祉ニーズを把握し、それに応じたサービスが提供される体制の整備を行っていく役割があります。

また、市民やボランティア、NPO等、社会福祉協議会、事業者等の民間団体の地域福祉活動が活発に行われるよう、普及・啓発や情報提供、支援などの環境整備を行っていく必要があります。

さらに、公的な福祉サービスと住民やボランティア、NPO等の自発的な福祉活動を結びつけ、調整するなどの中心的な存在としての役割があります。連携を図りながら、個性豊かな地域づくりの支援を行っていきます。

3 地域福祉の推進体制

地域福祉を推進させていくためには、地域福祉に携わる者同士が、連携して取り組んでいく必要があります。また、地域において民生委員・児童委員や事業者、福祉活動に取り組む人たちが連携を強め、ネットワークを充実し情報交換をすることによって、問題の早期発見・早期解決をすることができます。

保健・医療・福祉等の課題に、迅速かつ効果的に対応するため、市の担当課だけでなく、保健・医療・福祉関係機関や福祉施設との連携、関係課による連絡調整や、互いに協力し合う体制を整備するとともに、各種会議や研修会等を通じて福祉のネットワークを充実していきます。

4 計画の進行管理・評価

本計画を総合的に推進していくため、設定した「取り組みの方向性」や「めざすべき姿」の実現に向けた施策等について、PDCAサイクルをしっかりと回し、取りまとめたうえで、定期的に審議会において意見を頂くなど、その進捗状況の評価をします。

また、利用者の立場に立った福祉サービスなどの適切な評価が行えるよう、住民参加の視点から意識調査や地域福祉活動関係者との意見交換会などを適宜行い、地域福祉活動に関する住民の意識や活動実態の把握に努めます。

さらに、進捗状況やそれに伴う意見・評価を反映させながら次期（第5期）計画へとつなげていきます。

なお、次期計画の策定にあたっては、より一層、効果的な地域福祉活動の指針となる計画とするため、本計画と連動する社会福祉協議会の地域福祉活動計画と一体化した計画策定も含めて検討します。

